

一般社団法人 日本溶接協会
競争法コンプライアンス規程

2019年5月22日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本溶接協会（以下「本協会」という）の全ての活動について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という）を遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の全ての活動に適用される。

(体制)

第3条 本協会の競争法コンプライアンスに係る業務は、専務理事が統括し、総務部長が所掌する。

第2章 会合の運営

(会合における禁止事項)

第4条 本協会の会合においては、次に掲げる事項についての議論、情報交換、合意等を行ってはならない。

(1) 価格の維持に関する次の事項

価格構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定等の価格情報

(2) 市場割当に関する次の事項

① 競合する会員同士における特定の市場占有率の維持・決定

② 市場区域の指定

③ 競合する会員に便宜を計らい、ある製品市場へ先行進出すること

④ 一般公表されていない利益や利益幅、予定される投資に関する詳細な情報等

(3) 競合する会員同士が特定の供給業者やその他の組織との取引を行わないことに合意すること

(4) 競合する会員同士が流通慣行や顧客の選択と分類に合意すること

(5) 競合する会員同士が製品計画や市場戦略のような競合情報を交換すること

(6) その他競争法に抵触するおそれのある行為

(会合の出席者)

第5条 会合においては、競合関係の有無に関わらず会員のみでの接触を避けるため、原則として、本協会職員は出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第6条 会合に参加する本協会職員は、会合における議題や配付される資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、事前確認を行う。

(議論の中止または会合の閉会)

第7条 会合で競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、議長が発言者に当該発言を止めるよう注意し、それにもかかわらず当該発言者が問題となり得る発言を止めない場合には、その旨議事録に記載の上、会合を閉会し、本協会の総務部長に報告する。会合に参加した本協会職員は、参加者の発言が競争法上問題となると判断した際に、議長に対して発言者へ注意するよう促す等、議長の議事進行を補助する。

(議事録の作成)

第8条 会合に出席した本協会職員または各会合で議事録作成を担当する者は、各会合が適切に行われたことを示すため、原則として議事録を作成する。議事録は、会合を所管する部門が適正に管理し保管しなければならない。

(懇親会等)

第9条 本協会が主催する懇親を目的とした会合（以下「懇親会」という。）を開催する場合には、原則として、本協会職員が出席し、競争法上問題となるおそれのある話題に及んだときには、発言者に発言の中止を求め、中止されない場合は、懇親会を終了させるものとする。懇親会に限らず、本協会が主催する全ての活動についても同様とする。

第3章 自主規格・自主認定・自主認証等

(競争を阻害する内容の禁止)

第10条 本協会は、特定の事業者に対して競争法上問題となりうる差別的な内容の自主規格の制定、自主認定、自主認証等を行わない。

(強制の禁止)

第11条 本協会は、自主規格の制定、自主認定、自主認証等の活動を行うときは、規格の利用及び遵守、認定・認証の取得等を会員に対して強制してはならない。

(意見聴取)

第12条 本協会は、自主規格の制定、自主認定、自主認証等の活動を行うときは、関係する会員から十分な意見聴取を行う機会を設定するとともに、必要に応じ、対象となる商品又は役務の需要者、知見のある第三者等との間で意見交換又は意見聴取を行うものとする。

第4章 その他

(協会職員に対する研修)

第13条 本協会職員は、外部セミナーへの参加等を通じて、競争法コンプライアンスに関わる知識の習得と、意識の向上に努める。

(会員への周知徹底)

第14条 本協会は、本規程をホームページに公開する等、会員への周知徹底を図る。

(通報)

第15条 本協会職員または会員は、本規程に抵触する行為を確認した場合、またはそのおそれがあると認識した場合は、総務部長にその事実を通報しなければならない。

2 総務部長は再発防止及び事前防止についての措置を専務理事に上申し、適切な対応措置を講じなければならない。

(不適切な行為への処分等)

第16条 本協会職員が本規程に違反する行為を行った場合、本協会就業規則第7章に基づき懲戒となる。

2 本協会会員が本規程に違反する行為を行った場合、総務部長は当該会員に注意を促すと共に、その所属する団体のコンプライアンス担当部署に報告し、対応措置を求める。

(本規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

1. 本規程は2019年5月22日から施行する。